佐倉市、酒々井町清掃組合告示第１号

令和５年２月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和５年１月２３日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者　西　田　三　十　五

１．期　　日　令和５年２月２日（木）午後１時３０分開会
２．場　　所　佐倉市、酒々井町清掃組合　酒々井リサイクル文化センター
　　管理棟２階大会議室

○令和５年２月２日

○現在議員５名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
１番	江	澤	眞	一
３番	山	本	英	司
４番	平	野	裕	子

令和５年２月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和５年２月２日（木曜日）午後１時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議案の上程
議案第１号から議案第４号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決
日程第　４　議案の上程
発議案第１号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

１．開　　会
２．開議の宣告
３．諸般の報告
４．会議録署名議員の指名
５．会期の決定
６．議案の上程
議案第１号から議案第４号まで
７．提案理由の説明
議案第１号から議案第４号まで
８．議案第１号から議案第４号まで、質疑、討論、採決
９．発議案の上程
10．提案理由の説明
発議案第１号
11．発議案第１号、質疑、討論、採決
12．閉　　会

○出席議員（４名）

議長	久野妙子
副議長	内海和雄
１番	江澤眞一
４番	平野裕子

○欠席議員（１名）

３番	山本英司

○執行部

管理者	西田三十五
副管理者	小坂泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	前田隆士
総務課長	坂上雅敏
会計管理者	間野昭代

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻井江里佳
総務課 庶務係長	秋葉瞳

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒川修
施設管理課 施設係長	上田圭二
総務課 主任主事	平澤晴紀

◎開会及び開議の宣告

（午後　１時３３分）

○議長（久野妙子）　ただいまの出席議員は４人であります。

したがって、令和５年２月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（久野妙子）　日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、江澤眞一議員、内海和雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（久野妙子）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（久野妙子）　日程第３、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第１号から議案第４号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第４号までを一括議題といたします。

◎議案第１号～議案第４号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子）　提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五）　座って失礼いたします。改めまして皆さんこんにちは。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会２月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

ただいまから、本日、提案をいたします議案４件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号は、令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算でございます。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組んでおり、令和５年度におきましても、引き続きごみの適正処理を進め、効率かつ安定した業務運営に取り組んでまいります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は17億7,003万3,000円、前年度に比べまして１億2,954万5,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市並びに酒々井町の負担金及びごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、ごみ処理に要する経費や施設の維持管理費、施設建設に係る償還金でございます。

議案第２号は、令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第２号でございます。歳入歳出それぞれ、597万円の増額をいたそうとするものであります。これによりまして、補正後の予算総額は17億4,772万7,000円となります。

歳入は弁償金及び災害共済金の増額であり、歳出の主なものは財政調整基金積立金の増額でございます。

継続費は令和５年度ごみ投入クレーン整備工事など５件を設定いたそうとするものであります。

また、債務負担行為の補正は令和５年度通年業務１件を追加いたそうとするものでございます。

議案第３号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和４年千葉県人事委員会勧告及び構成市町の条例改正に準じて一般職職員の月例給及び勤勉手当の引き上げを行ったものでございます。

議案第４号は、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律の改正を受け、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を新たに制定しようとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案につきまして説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久野妙子）　事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（前田隆士）　事務局長の前田隆士でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですが着座のままご説明をさせていただきます。それでは議案の補足説明をいたします。

議案第１号をお願いいたします。

議案第１号、令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算の歳入でございます。１款分担金及び負担金９億5,519万9,000円、２款使用料及び手数料４億4,670万5,000円、３款財産収入３万円、４款繰入金２億1,493万8,000円、５款繰越金1,000円、６款諸収入１億5,316万円、歳入合計17億7,003万3,000円でございます。

３ページをお願いいたします。歳出でございます。１款議会費29万6,000円、２款総務費１億3,866万2,000円、３款衛生費13億4,994万3,000円、４款公債費２億7,910万2,000円、５款諸支出金３万円、６款予備費200万円、歳出合計17億7,003万3,000円でございます。

ページが少し飛びまして８ページをお願いいたします。歳入の詳細でございます。１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組織市町負担金９億5,519万9,000円につきましては、佐倉市並びに酒々井町からの負担金でございます。令和４年度と比較いたしますと１億3,376万7,000円の増額、16.3％の増でございます。組織市町負担金の内訳といたしましては、１節佐倉市負担金が８億4,991万7,000円、２節酒々井町負担金が１億528万2,000円でございます。負担金の詳細につきましては、後ほどご説明をいたします。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目衛生手数料、１節清掃手数料４億4,670万5,000円につきましてはごみ処理手数料でございます。手数料は10キロ当り350円で、年間１万2,763トンの搬入量を見込んでございます。令和４年度と比較いたしますと、ごみ搬入量が259トンの減、金額にいたしまして906万5,000円の減額、2.0％の減でございます。

３款財産収入、１項財産運用収入、１目１節利子及び配当金３万円につきましては、財政調整基金利子でございます。

９ページをお願いいたします。４款繰入金、１項１目１節基金繰入金２億1,493万8,000円につきましては財政調整基金からの繰入金でございます。

５款１項１目繰越金、１節前年度繰越金につきましては1,000円でございます。

６款諸収入、１項１目預金利子、１節清掃組合預金利子につきましては1,000円でございます。

２項１目１節雑入につきましては、１億5,315万9,000円でございます。令和４年度と比較いたしますと1,009万5,000円の減額、6.2％の減でございます。

主なものといたしましては、１鉄、アルミ等の有価物売払収入2,579万4,000円、２混合カン売払収入2,140万2,000円、３売却電力料金１億74万6,000円となっております。歳入につきましては以上でございます。

次に14ページをお願いいたします。歳出の詳細でございます。１款１項１目議会費29万6,000円につきましては、議会運営に要する経費でございまして、主に議員報酬及び旅費などでございます。

18ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費につきましては、１億3,858万2,000円でございます。令和４年度と比較いたしまして379万5,000円の増額、2.8％の増となっております。

表の右側、説明の欄をごらんください。１一般管理費１億3,773万円でございます。主なものといたしましては、特別職２名及び一般職職員15名の給料6,096万4,000円、職員手当等4,140万7,000円、共済費2,129万7,000円でございます。

19ページの下から４行目をお願いいたします。２地域振興事業85万2,000円でございます。引き込み線撤去業務委託料及び電波障害改善事業に係る移行期間負担金となっております。

22ページをお願いいたします。２項１目監査委員費８万円につきましては、監査委員２名の報酬及び旅費でございます。

次に26ページをお願いいたします。３款衛生費、１項清掃費、１目じん芥処理費は、13億4,756万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして、１億3,278万1,000円の増額、10.9％の増でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。１清掃施設管理運営事業13億91万円でございます。こちらにつきましては、ごみの焼却処理、破砕処理及び埋め立て処分に要する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄の中段の委託料のうち、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料３億9,468万円、浸出液処理施設管理業務委託料1,346万4,000円、27ページの工事請負費のうち、焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事１億4,999万9,000円でございます。

27ページの下段をごらんください。２清掃施設整備事業につきましては、ごみ処理施設の工事等に要する経費4,665万3,000円でございます。主なものといたしましては、工事請負費のうち、浸出液処理施設電気設備更新工事2,538万8,000円、これにつきましては浸出液処理施設の竣工から30年が経過し、高圧電気設備の各機器の耐用年数が経過していることから更新いたそうとするものです。

28ページをお願いいたします。２目センター運営費238万円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費でございます。

32ページをお願いいたします。４款１項公債費、１目元金２億7,566万6,000円につきましては、平成28年度から30年度に実施いたしましたごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金元金でございます。次に、２目利子343万6,000円につきましては、同じくごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金利子でございます。

36ページをお願いいたします。５款諸支出金、１項基金費、１目財政調整基金費３万円でございます。これは、財政調整基金の利子分について、基金に積立ていたそうとするものでございます。

40ページをお願いいたします。６款１項１目予備費は200万円でございます。歳出につきましては以上でございます。

42ページをお願いいたします。令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は８億4,991万7,000円、酒々井町の負担金の合計額は１億528万2,000円で、負担割合は佐倉市が88.98％、酒々井町が11.02％でございます。その下の令和５年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表は、それぞれの負担金の算出根拠を示したものでございます。

（１）事務事業費負担金でございます。事務事業費につきましては、人口割50％、利用割50％で

算出いたしており、負担割合は佐倉市88.16％、酒々井町11.84％でございます。事務事業費として合計８億9,103万5,000円となっております。調整負担金につきましては、構成市町財源補填分として、負担割合は佐倉市86.13％、酒々井町13.87％でございます。調整負担金として合計マイナス２億1,493万8,000円となっております。事務事業費負担金につきましては、事務事業費から調整負担金を差し引きまして、合計６億7,609万7,000円でございます。

（２）建設事業費負担金につきましては、令和４年10月１日現在の人口割から算定し、佐倉市89.40％、酒々井町10.60％の割合で、負担金の合計は２億7,910万2,000円でございます。

次の44ページから51ページまでは、給与費明細書となっております。52ページ、53ページは債務負担行為調書、54ページは地方債に関する調書でございます。

議案第１号の説明は以上でございます。

続きまして議案第２号をお願いいたします。

令和４年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第２号でございます。予算書の２ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。６款諸収入597万円の増額でございます。歳入合計、既定額17億4,175万7,000円に、補正額597万円を増額いたしまして、歳入合計を17億4,772万7,000円にいたそうとするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出でございます。２款総務費９万9,000円の増額、３款衛生費9,000円の増額、５款諸支出金586万2,000円の増額でございます。歳出合計、既定額17億4,175万7,000円に、補正額597万円を増額いたしまして、歳出合計を17億4,772万7,000円にいたそうとするものでございます。

４ページをお願いいたします。第２表継続費でございます。新型コロナウイルス等の影響を受け、いずれの工事も交換する部品の納期に日数を要することから、令和４年度に契約事務を行う必要があるため、令和５年度ごみ投入クレーン整備工事など５件の継続費の設定をいたそうとするものでございます。

５ページをお願いいたします。第３表債務負担行為補正でございます。１件の債務負担行為の追加でございます。事務局関係の令和５年度通年業務につきましては、令和４年度から令和５年度まで、限度額を３億5,436万1,000円に設定いたそうとするもので、令和５年度通年業務のうち、令和５年４月１日から業務を行うためには、令和４年度中に契約事務を行う必要があるものでございます。令和５年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

10ページをお願いいたします。２歳入でございます。６款諸収入、２項１目雑入につきましては、597万円の増額補正でございます。説明の欄をごらんください。14弁償金につきましては、原発事故に伴う賠償金445万5,000円でございます。21災害共済金につきましては、令和３年８月に発生した落雷被害に伴う電機部品故障被害復旧分151万5,000円でございます。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。ページが飛びまして16ページをお願いいたします。５款諸支出金、１項基金費、１目財政調整基金費につきましては、歳入の増額に伴い586万2,000円

の増額補正をいたそうとするものでございます。

26ページをお願いいたします。継続費についての令和２年度末までの支出額、令和３年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和４年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。４ページでご説明いたしました、第２表継続費と同様の内容でございます。

27ページをお願いいたします。債務負担行為で令和５年度以降にわたるものについての令和３年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和４年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。５ページでご説明いたしました、第３表債務負担行為補正と同様の内容でございます。

続きまして28ページをお願いいたします。付表令和５年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、５ページの第３表債務負担行為補正でご説明いたしました、令和５年度通年業務の詳細でございます。

令和５年度当初から実施する事業で、令和４年度中に契約事務を行う必要がある例規検索システムデータベース業務委託から、次ページのリサイクルセンター業務委託（その２）までの計15件につきまして、債務負担行為として追加いたそうとするものでございます。

議案第２号の説明は以上でございます。

次に議案第３号をお願いいたします。

議案第３号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の給与に関する条例を改正いたそうとするものでございます。改正の内容といたしましては、令和４年度から一般職職員の給料表を平均0.33％引き上げるとともに、一般職職員の勤勉手当を0.1月分引き上げいたそうとするものでございます。

議案第３号の説明は以上でございます。

次に議案第４号をお願いいたします。

議案第４号、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。この条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、議会を除く地方公共団体の機関も国の行政機関等と同様にその適用を受けることとされたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

議案第４号の説明は以上でございます。

以上、雑駁なご説明で恐縮ではございますが、議案の補足説明に関しましては以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野妙子）　これより議案第１号から議案第４号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第１号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　質疑はなしと認めます。

議案第２号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　質疑はなしと認めます。

議案第３号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　質疑はなしと認めます。

議案第４号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第１号から議案第４号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子）　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子）　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子）　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子）　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案の上程

○議長（久野妙子）　日程第４、議案の上程を行います。

発議案第１号について、提案理由の説明を求めます。

平野裕子議員。

○４番（平野裕子）　議席４番、平野裕子でございます。着座にて失礼いたします。

発議案第１号について提案理由の説明を申し上げます。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会個人情報保護条例の制定について、上記の議案を佐倉市、酒々井町清掃組合議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和５年２月２日、提出者は、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、江澤眞一議員、内海和雄議員、そして私、平野裕子でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長、久野妙子様。

提案理由。本案は、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報の保護に関する法律施行条例が可決されたことに伴い、令和５年３月31日をもって佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例が廃止されることから、令和５年４月以降の議会における個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定める条例を新たに制定いたそうとするものであります。

何とぞ皆様方のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（久野妙子）　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子）　討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。発議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子）　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（久野妙子）　以上をもちまして、令和５年２月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後　２時０５分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議　　長　　久　野　　妙　子

署名議員　　江　澤　　眞　一

署名議員　　内　海　　和　雄